他の取引参加者に発注を委託する取引参加者に関する制度整備に係る 業務規程等の一部改正新旧対照表

目 次

	$(\sim -$	ジ)	
1.	業務規程の一部改正新旧対照表		1
2.	取引参加者規程の一部改正新旧対照表		2
3.	受託契約準則の一部改正新旧対照表	(3
4.	取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表	7	7
5.	取引参加料金等に関する規則の一部改正新旧対照表	1 (J
6.	シンジケートカバー取引の報告に関する規則の一部改正新旧対照表	1 3	1
7.	売買監理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表	1 2	2

旧 (他の取引参加者に発注を委託することで行 う有価証券の売買に対する適用) 第78条の2 他の取引参加者に発注を委託 (新設) することで行う有価証券の売買(取引参加者 規程第2条の2第3項に規定するものをい う。) については、同第24条の7第1項に 規定する当取引所の承認を得た取引参加 者を当該有価証券の売買を行う者とみな して、第41条の2及び第77条の2の規 定を適用する。 (高速取引行為を行う者の報告事項) (高速取引行為を行う者の報告事項) 第78条の2 (略) 第78条の3 (略) (自主規制業務とみなされた業務の委託) (自主規制業務とみなされた業務の委託) 第78条の4 (略) 第78条の3 (略) 付 則 この改正規定は、令和6年1月4日から施行 する。

新

(当取引所の市場における有価証券の売買の 態様)

第2条の2 (略)

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、第24条の 7第1項に規定する当取引所の承認を得た取 引参加者は、当取引所の市場における有価証 券の売買について、前2項に定める態様のほ か、当取引所の市場における有価証券の売買 を他の取引参加者に発注を委託することで行 うものとする。

(取引資格の取得手続の履行)

第5条 当取引所が前条第2項の規定によ り取引資格の取得の承認を行ったときは、 当取引所は、同条第3項の規定により当取 引所が指定した期日の前日(休業日に当た るときは、順次繰り上げる。以下同じ。)ま でに、取引資格の取得申請者をして、入会 金の納入、取引参加者契約の締結、清算資 格を現に有しない場合 (第24条の7第1 項に規定する当取引所の承認を得ようとする 場合であって、当取引所が適当と認めたとき を除く。) はその取得手続(清算資格を新た に取得しない場合(第24条の7第1項に 規定する当取引所の承認を得ようとする場合 であって、当取引所が適当と認めたときを除 く。) にあっては、第24条の3及び第24 条の4の規定により必要となる清算受託 契約の締結及び指定清算参加者の指定)、 信認金の預託、取引参加者保証金の預託そ の他当取引所が定める取引資格の取得手 続を履行させるものとする。

 $2 \sim 5$ (略)

旧

(当取引所の市場における有価証券の売買の 態様)

第2条の2 (略)

2 (略)

(新設)

(取引資格の取得手続の履行)

第5条 当取引所が前条第2項の規定により取引資格の取得の承認を行ったときは、当取引所は、同条第3項の規定により当取引所が指定した期日の前日(休業日に。)までは、順次繰り上げる。以下同じ。)までに、取引資格の取得申請者をして、入会金の納入、取引参加者契約の締結、清算資格を新たに取得しない場合にあの取得手続(清算資格を新たに取得しない場合にあっては、第24条の3及び第24条の4の規定により必要となる清算受託契約の締結及び指定清算参加者の指定)、信認金の預託、取引参加者保証金の預託その他当取引所が定める取引資格の取得手続を履行させるものとする。

 $2 \sim 5$ (略)

(受託に係る適切な措置)

第21条の2 取引参加者は、顧客から当取 引所の市場における高速取引行為(法第2 条第41項に規定する高速取引行為をい う。以下同じ。)に係る有価証券の売買の 委託(有価証券等清算取次ぎの委託を除 く。以下この条において同じ。)を受けた 場合には、当取引所が当該顧客に対して行 う要請及び当取引所が業務規程<u>第78条</u> の4の規定により日本取引所自主規制法 人(以下「自主規制法人」という。)に委託 した業務において自主規制法人が当該顧 客に対して行う要請に当該顧客が応じる よう適切な措置を講じなければならない。

2 (略)

(清算受託契約の締結)

第24条の3 非清算参加者 (第24条の7 第1項に規定する当取引所の承認を得た 取引参加者であって、当取引所が適当と認 めた者を除く。次条において同じ。) は、当 取引所の市場における有価証券の売買に 係る有価証券等清算取次ぎの委託に関し、 他社清算参加者 (清算資格に係る他社清算 資格 (クリアリング機構の業務方法書に規 定する他社清算資格をいう。以下同じ。) を有する者をいう。以下同じ。) との間で クリアリング機構の業務方法書に規定す る清算受託契約を締結しなければならない。

(指定清算参加者の指定)

第24条の4 (略)

2 非清算参加者は、前項に規定する指定清 算参加者の指定<u>若しくは</u>変更を行う場合 又は第24条の7第1項に規定する発注 (受託に係る適切な措置)

第21条の2 取引参加者は、顧客から当取 引所の市場における高速取引行為(法第2 条第41項に規定する高速取引行為をい う。以下同じ。)に係る有価証券の売買の 委託(有価証券等清算取次ぎの委託を除 く。以下この条において同じ。)を受けた 場合には、当取引所が当該顧客に対して行 う要請及び当取引所が業務規程<u>第78条</u> の3の規定により日本取引所自主規制法 人(以下「自主規制法人」という。)に委託 した業務において自主規制法人が当該顧 客に対して行う要請に当該顧客が応じる よう適切な措置を講じなければならない。

2 (略)

(清算受託契約の締結)

第24条の3 非清算参加者は、当取引所の 市場における有価証券の売買<u>(有価証券先物取引を除く。)</u>に係る有価証券等清算取 次ぎの委託に関し、他社清算参加者(清算 資格に係る他社清算資格(クリアリング機 構の業務方法書に規定する他社清算資格 をいう。以下同じ。)を有する者をいう。以 下同じ。)との間でクリアリング機構の業 務方法書に規定する清算受託契約を締結 しなければならない。

(指定清算参加者の指定)

第24条の4 (略)

2 非清算参加者は、前項に規定する指定清 算参加者の指定<u>又は</u>変更を行う場合には、 あらかじめ、当取引所が定めるところによ を委託する他の取引参加者の指定に伴い 指定清算参加者の指定をしないこととす る場合には、あらかじめ、当取引所が定め るところにより、当取引所に申請し、承認 を得なければならない。 り、当取引所に申請し、承認を得なければ ならない。

第3節 他の取引参加者に発注を委託する取引参加者の義務等

(新設)

(他の取引参加者への発注の委託)

第24条の7 他の取引参加者に発注を委託することで当取引所の市場における有価証券の売買を行おうとする取引参加者(当取引所が定める場合に限る。)は、当取引所が定めるところにより、あらかじめ当取引所に申請し、その承認を得なければならない。この場合において、当該取引参加者は、発注を委託する他の取引参加者を

指定するものとする。

2 前項に規定する当取引所の承認を得た
取引参加者が、発注を委託する他の取引参
加者の変更を行う場合又は他の取引参加
者への発注の委託を取りやめようとする
場合には、当取引所が定めるところによ
り、あらかじめ当取引所に申請し、承認を

(新設)

(発注を受託する取引参加者の届出)

得なければならない。

第24条の8 取引参加者は、前条第1項に 規定する取引参加者から、当取引所の市場 における有価証券の売買に係る発注を受 託しようとするときは、あらかじめ、当取 引所が定めるところにより、当取引所に届 け出なければならない。 (新設)

(他の取引参加者に発注を委託することで行 う有価証券の売買に対する適用)

第46条の2 第2条の2第3項に規定する他の取引参加者に発注を委託することで行う有価証券の売買については、第24条の7第1項に規定する当取引所の承認を得た取引参加者を当該有価証券の売買を行う者とみなして第3条、第23条及び

(新設)

付 則

第23条の2の規定を適用する。

この改正規定は、令和6年1月4日から施行する。

新

(高速取引行為を行う者に対する要請)

- 第56条 顧客(高速取引行為を行う者に限る。以下この項において同じ。)は、業務規程第78条の4の規定により取引所が日本取引所自主規制法人(以下「自主規制法人」という。)に委託した業務においては、自主規制法人が当該顧客に対して行う要請に応じなければならない。
- 2 顧客が取次者である場合には、当該顧客は、業務規程<u>第78条の4</u>の規定により取引所が自主規制法人に委託した業務においては、自主規制法人が取次者顧客に対して行う要請に当該取次者顧客が応じるよう適切な措置を講じなければならない。

付 則

この改正規定は、令和6年1月4日から施行する。

ÍΗ

(高速取引行為を行う者に対する要請)

- 第56条 顧客(高速取引行為を行う者に限る。以下この項において同じ。)は、業務規程第78条の3の規定により取引所が日本取引所自主規制法人(以下「自主規制法人」という。)に委託した業務においては、自主規制法人が当該顧客に対して行う要請に応じなければならない。
- 2 顧客が取次者である場合には、当該顧客は、業務規程<u>第78条の3</u>の規定により取引所が自主規制法人に委託した業務においては、自主規制法人が取次者顧客に対して行う要請に当該取次者顧客が応じるよう適切な措置を講じなければならない。

新

(取引資格の取得申請)

第2条 (略)

2 前項の取引資格取得申請書には、次の各 号に掲げる書類を添付しなければならな い。

(1) • (2) (略)

(3) 取引資格の取得申請者が清算資格 (規程第2条の2第1項に規定する清 算資格をいう。)を取得しない場合(規程 第24条の7第1項に規定する当取引 所の承認を得ようとする場合であって、 当取引所が適当と認めたときを除く。) にあっては、清算受託契約を締結することについて承諾している他社清算参加 者の当該承諾を証する書面

 $(4) \sim (7)$ (略)

 $3 \sim 5$ (略)

(実態に差異がないと認める場合)

第2条の2 規程第5条第4項に規定する 取引資格を喪失する取引参加者と取引資 格の取得申請者の実態に差異がないと認 めるときとは、取引資格の取得申請者が取 引資格を喪失する取引参加者から原則と して全ての資産及び負債を承継し、又は譲 り受ける場合で、証券業務の範囲、当取引 所における注文執行体制、清算決済体制そ の他の業務執行体制及びリスク管理体制、 法令遵守体制その他の内部管理体制等に ついて重大な差異がないと当取引所が認 めるときをいう。

(他の取引参加者への発注の委託の承認

旧

(取引資格の取得申請)

第2条 (略)

2 前項の取引資格取得申請書には、次の各 号に掲げる書類を添付しなければならな い。

(1) • (2) (略)

(3) 取引資格の取得申請者が清算資格 (規程第2条の2第1項に規定する清 算資格をいう。)を取得しない場合にあ っては、清算受託契約を締結することに ついて承諾している他社清算参加者の 当該承諾を証する書面

 $(4) \sim (7)$ (略)

 $3 \sim 5$ (略)

(実態に差異がないと認める場合)

第2条の2 規程第5条第4項<u>及び第5項</u> に規定する取引資格を喪失する取引参加 者と取引資格の取得申請者の実態に差異 がないと認めるときとは、取引資格の取得 申請者が取引資格を喪失する取引参加者 から原則として全ての資産及び負債を承 継し、又は譲り受ける場合で、証券業務の 範囲、当取引所における注文執行体制、清 算決済体制その他の業務執行体制及びリ スク管理体制、法令遵守体制その他の内部 管理体制等について重大な差異がないと 当取引所が認めるときをいう。 申請)

第12条の4 規程第24条の7第1項に 規定する当取引所が定める場合は、次の各 号に掲げる事項その他当取引所が必要と 認める事項を勘案して当取引所が必要と 認めた場合とする。

- (1) 取引参加者が、他の取引参加者に 発注を委託することで当取引所の市場 における有価証券の売買を行う期間
- (2) 取引参加者の当取引所の市場にお ける有価証券の売買立会による売買の 売付代金及び買付代金の合計額
- 2 規程第24条の7第1項の規定に従い 申請を行おうとする取引参加者及び当該 取引参加者が発注を委託する他の取引参 加者は、当該取引参加者に係る注文その他 の当取引所が指定する事項について、当取 引所が定めるところにより、当該他の取引 参加者が用いる取引参加者端末装置等に おいて管理しなければならない。
- 3 規程第24条の7第1項に規定する当 取引所への申請は、次に掲げる事項を記載 した所定の承認申請書を当取引所に提出 して行うものとする。
 - (1) 商号(英文の商号を含む。)
 - (2) 本店の所在地
 - (3) 代表者名
 - (4) 発注を委託する他の取引参加者名
 - (5)_ 発注の委託の開始予定日
- 4 規程第24条の7第3項に規定する当 取引所への申請は、次に掲げる事項を記載 した所定の承認申請書を当取引所に提出 して行うものとする。
 - (1) 商号(英文の商号を含む。)
 - (2) 本店の所在地
 - (3) 代表者名
 - (4) 変更後の発注を委託する他の取引 参加者名(他の取引参加者への発注の委

(新設)

<u>託を取りやめようとする場合にあって</u>は、その旨)

- (5) 発注の委託先の変更予定日(他の 取引参加者への発注の委託を取りやめ ようとする場合にあっては、当該取りや める日)
- 5前2項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 他の取引参加者へ発注を委託する 内容及び方法を記載した書類
 - <u>(2)</u> その他当取引所が必要と認める書 類
 - (他の取引参加者からの発注の受託の届出)
- 第12条の5 規程第24条の8に規定する当取引所への届出は、所定の届出書に当取引所が必要と認める書類を添付して行うものとする。

(新設)

付 則

この改正規定は、令和6年1月4日から施行する。

新 旧 (他の取引参加者に発注を委託することで行 う有価証券の売買に対する適用) 第6条 取引参加者規程第2条の2第3項 (新設) に規定する他の取引参加者に発注を委託 することで行う有価証券の売買について は、同第24条の7第1項に規定する当取 引所の承認を得た取引参加者を当該有価 証券の売買を行う者とみなしてこの規則 を適用する。 付 則 この改正規定は、令和6年1月4日から施行 する。

シンジケートカバー取引の報告に関する規則の一部改正新旧対照表

旧
(シンジケートカバー取引の報告等)
第2条 (略)
2・3 (略)
(新設)
<u>4</u> (略)

売買監理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表

新	IΠ
(他の取引参加者に発注を委託することで行	
う有価証券の売買に対する適用)	
第8条 取引参加者規程第2条の2第3項に	(新設)
規定する他の取引参加者に発注を委託す	
<u>ることで行う有価証券の売買については、</u>	
同第24条の7第1項に規定する当取引所の	
承認を得た取引参加者を当該有価証券の売	
買を行う者とみなしてこの規則を適用す	
<u>3.</u>	
付 則	
この改正規定は、令和6年1月4日から施行	
する。	